

# 農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

## (食品規格等調査) 調査報告書

# インド

## 食品行政機構及び関連法令

1. 食品行政機構.....	1
2. 食品関連法規.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 食品行政機構

インドに輸入される食品及び農産物に関する法律は、保健・家族福祉省 (Ministry of Health and Family Welfare) のインド食品安全基準局 (FSSAI)、消費者問題・食料・公的分配省 (Ministry of Consumer Affairs, Food, and Public Distribution) の法定計量局 (BSWM)、商工省 (Ministry of Commerce and Industry : MOCI) の外国貿易部 (DGFT)、農業・農民福祉省 (MOA)、水産・畜産・酪農省 (MFAH&D) など、複数のインド政府 (GOI) 当局の管轄下にある。輸出業者は、全ての関連規制機関に渡って、自社製品に適用される法令を徹底的に調査することが求められる。

### ● インド食品安全基準局 (Food Safety and Standards Authority of India: FSSAI)

インドにおいては、食品安全基準法 (Food Safety Standard Act, 2006: FSS 法) の下に設立されたインド食品安全基準局 (FSSAI) が、食品規格、安全、及び衛生管理を管轄する。

FSSAI は、ヒトの消費に供するための安全で健全な食品を確実に安定供給する目的で、科学的根拠に基づく食品規格を策定して食品の製造、貯蔵、流通、販売及び輸入を規制するために設立された。FSS 法の目的は又、様々な水準、かつ多数部署による管理を単一命令系統へと変更することにより、食品安全と規格に関する全ての問題に対して唯一の評価基準を設定することである。

### FSSAI の 機能と義務:

FSSAI は 2006 年の FSS 法により、以下の機能を果たすことが義務付けられている。

- 食品に関する基準やガイドラインを定める規則の制定と、及びそれらの様々な基準を実施するための適切なシステムを規定。
- 食品事業者のための食品安全マネジメントシステムの認証を行う認証機関の認定の仕組みと指針を策定。
- 検査機関の認定及び認定を受けた検査機関の届出のための手順及び指針の策定。
- 食品の安全性と栄養の直接又は間接的な分野での政策とルール of 枠組みについて、中央政府と州政府に科学的助言と技術支援を提供。
- 食品消費、生物学的リスクの発生率と有病率、食品中の汚染物質、残留物、食品中の汚染物質、新興のリスクと迅速な警戒システムの導入の識別に関するデータを収集し、照合。
- 国民、消費者等が食品の安全性と懸念の問題について、迅速かつ信頼性の高い客観的な情報を受け取れる全国の情報ネットワークを作成。
- 食品事業に関与している、または関与しようとしている人のためのトレーニングプログラムを提供。
- 食品、衛生、植物衛生基準の国際技術基準の開発に貢献。
- 食品の安全性と食品規格に関する一般的な認識を促進。

## 2. 食品関連法規

インドの食品関連の法律は、食品偽和防止法 (PFA: 1954 年) 及びその規程 (1955 年) の制定以来改正を重ねており、同法及び規程の解釈にはあいまいな点が多かった。又、多数の省庁による多くの食品関連の法律の監督からくる複雑さ、Codex 等の国際規格との不一致といった多くの問題を抱えていた。このため、国際的なハーモナイゼーションとリスク分析を基に、このような複雑な食品関連法規制を統合する動きとして食品安全に基づく統合食品法令への移行が 2000 年代初めから始まった。

### (1) 食品安全基準法 (Food Safety Standards Act, 2006: FSS 法)

2005年1月、現在のFSS法(2006年)の原案である食品安全基準法案が食品加工工業省(Ministry of Food Processing Industries)から提案された。食品加工工業大臣を長とする関係閣僚委員会が草案を作成し、本法案は2006年に国会で可決された。FSS法は2006年8月に発効した。

インド食品安全基準局(FSSAI)は、健康家族福祉省(Ministry of Health and Family Welfare)の管理下で独立した局として2007年に設立された。FSS法は12章で構成される。項目の概要は以下の通りである。

- FSSAIの設立(組織、機能、手順、及び責務)(第2章 Food Safety and Standards Authority of India)
- 食品安全の一般原則(ヒトの健康の保護のみならず、公正な取引を含む消費者の利益保護、科学的根拠に基づく適切なリスク管理、及び適切なレベルにおける予防措置が示されている)(第3章 General Principles of Food Safety)
- 食品に関する一般条項(第4章 General Principles as to articles of Food)
  - 食品添加物、又は加工助剤の使用
  - 汚染物質、自然毒、重金属など
  - 残留農薬、残留動物用医薬、残留抗生物質、及び微生物
  - 遺伝子組換え食品、有機食品、機能性食品、Proprietary 食品など
  - 食品の包装、及び表示
  - 広告の制限、及び不公正な取引慣行の禁止
- 輸入関連条項(第5章 Provisions Relating to Import)
- 食品安全に関する特別な責務(食品事業者の責務、食品の回収手順)(第6章 Special Responsibilities as to Food Safety)
- 食品の分析(検査機関、監査員、分析者、手順)(第8章 Analysis of Food)
- 実施部門とその管理、刑罰、控訴組織(第9章 Offences and Penalties, 第10章 Adjudication and Food Safety Appellate Tribunal)

FSS法の施行により、食品関連の法規制をほぼ一元管理できる体制が整った。以下の規定(Rules)及び規則(Regulations)は、FSS法の細則である。

## (2) FSS 規定(Food Safety and Standards Rules, 2011)

FSS規定(2011年)は2011年1月、FSS法の下に公表された。FSS規定は以下の章で構成され、FSS法の実施手順を示す。

- 定義(第1章 General, Title and Commencement Definitions)
- 実施体制及び手順(第2章 Enforcement Structure and Procedures)
- 裁定及び裁判所への上訴(第3章 Adjudication and Appeal to Tribunal)

なお、FSS規定はFSSAIの事務局のみに適用されるものであり、基本的に食品・農産物輸出業者には関係ない。

## (3) FSS 規則(Food Safety and Standards Regulations, 2011)

FSS規則(2011年)は、2011年8月、FSS法の下に公示され、正誤表が2011年12月に公示された。本規則の策定により、いくつかの特定食品類のために制定されていた規則が一つの規則に統合された。FSS規則(2011年)は以下に示す通り6部に分かれている。

- 食品事業の認可及び登録(Licensing and registration of Food Businesses)
- 食品規格及び食品添加物(Food Products Standards and Food Additives)

- 販売の禁止及び制限 (Prohibition and Restriction of Sales)
- 包装及び表示 (Packaging and Labelling)
- 汚染物質、毒物、及び残留物 (Contaminants, toxins and Residues)
- 検査機関及びサンプリング・分析 (Laboratory and Sampling Analysis)

乳及び乳製品は、従来乳及び乳製品指令 (1992 年) で規制されていたが、改正されて「FSS (乳及び乳製品) 改正規則 (2009 年) 再改正 (2017 年)」となっている。本規則は FSSAI により実施され、FSS 法の下で FSS 規則 (2011 年) と同様に適用されている。

食品及び食品添加物の規格は、FSS 規則 (Food Products Standards and Food Additives) (2011 年) で定められている。本規則は、2011 年に廃止された PFA 規程 (1955 年) 下で示された規格と実質的には同一である。この規格は、最新データ、科学的発展、及び他の種々の要因を基にして、長年にわたり設定されたものであるが、規格の多くは長期間再検討されなかった。このため、FSSAI は 2012 年に既存規格の再検討を決定し、食品及び食品添加物の既存規格改訂または新規格包含についてコメントを求めた。

さらに、FSSAI の食品回収手順規則草案 (2009 年)、特殊栄養用途又は食事療法用途食品の規則草案 (2010 年)、栄養飲料及びカフェインの規則改訂草案、部分的硬化植物油 (PHVOs) 中のトランス脂肪酸 (TFAs) 規則改訂草案、インドにおける遺伝子組換え食品規則の運用可能化草案、FSS (食品輸入) 規則の概要草案 (2011 年)、及び FSSAI 食品分析法マニュアル案が公示され、パブリックコメントが求められた。

2012 年 12 月 27 日、強調表示 (クレーム) 規則草案がパブリックコメントを求めて公表された。本草案では、包装済み食品の強調表示 (クレーム) に関する一般原則を提案し、栄養機能表示及び健康強調表示の一般のおよび特定条件を定義づけ、食事療法指針または健康的な食事に関連する強調表示 (クレーム) を規定した。

- 健康補助食品、ニュートラシューティカルズ、栄養補助食品、特別用途食品、特別医療用途食品、機能性食品、新規食品 (Health Supplements, Nutraceuticals, Food for Special Dietary Use, Food for Special Medical Purpose, Functional Food and Novel Food ) (2016 年)
- 食品回収手続き (Food Recall Procedure) (2017 年)
- 輸入 (Import) (2017 年)
- 非特定食品及び素材の認可 (Approval for No-Specific Food and Food Ingredients) (2017 年)

その後規格の再検討及び新規則策定のための作業が行われ、次の 9 規則が追加、制定された。

- 有機食品 (Organic Food) (2017 年)
- アルコール飲料 (Alcoholic Beverages) (2018 年)
- 食品の強化 (Fortification of Food) (2018 年)
- 食品安全監査 (Food Safety Auditing) (2018 年)
- 試験機関の認定及び通知 (Recognition and Notification of Laboratories) (2018 年)
- 広告及び強調表示 (Advertising and Claims) (2018 年)
- 包装 (Packaging) (2018 年)
- 余剰食品の回収及び配布 (Recovery and Distribution of Surplus Food) (2019 年)
- 学校での子供の安全な食事とバランスのとれた食事 (Safe Food and Balanced Diets for Children in School) (2020 年)